

令和5年9月27日

○小野寺慎一郎委員

公明党の小野寺です。よろしくお願いいたします。

私からは、まず、運転免許センターにおける技能試験受験者の利便性の向上について、何点か伺います。

実はこれ、昨年9月に同じタイトルで一般質問を行っております。仮免にしても本免許にしても、技能試験が不合格になった場合に、次に指定される試験日まで2週間から1か月程度、間隔が空いてしまうことがあって、その改善策について、当時の警察本部長にお尋ねをしました。その際、本部長からは、オンラインシステムの導入によって、いつでも予約や予約の変更をできるようにすることや、わざわざ運転免許センターまで行ってキャンセル待ちをする必要がなくなること、さらには技能試験官の予約対応業務が合理化されて、受験枠の拡大を図ることなど、そういったことを表明していただきました。

そこで、オンラインシステムの導入等によって、待ち期間、試験日の間隔、この短縮がどの程度進んでいるのか。また、今、タクシーの運転に必要な普通二種免許については、他の免許の種類はかなり間隔が狭まったという情報もあるんですが、普通二種免許について、また次の試験まで1か月待ちになることもあるというふうに聞いています。現在、タクシー業界は、ドライバー不足が深刻化していて、その養成が急務となっている中で、この試験日の間隔をどのように短縮していくのか、これは社会の要請でもございますので、その辺りについて何点か伺っていきたいと思います。

初めに、運転免許センターでの技能試験の受験者数と待ち期間、いわゆる先ほどから申し上げている試験日の間隔の推移についてお伺いしたいと思います。

○運転免許課長

運転免許センターでは、技能試験を受ける受験者数は、新型コロナ以前は、年間延べ約1万5,000人で推移をしていました。新型コロナの影響により、公共交通機関を敬遠するなど運転免許取得の需要が一時的に増え、受験者数は、令和3年は延べ約1万7,500人、令和4年は延べ約1万6,000人となりました。

待ち期間については、新型コロナ以前の令和元年には全種目の平均で3.9日でしたが、令和2年に新型コロナの影響で約3週間技能試験を行わなかった影響もあり、令和3年には14日と増加しました。令和5年6月末現在、12.4日と減少してきています。

○小野寺慎一郎委員

分かりました。

今年から、技能試験のオンライン予約を開始したと承知をしていますが、どのような内容なのか、確認をさせてください。

○運転免許課長

これまで、技能試験の試験日については、最も早く受験できる日を指定して追試する指定日制で試験を受け付けていましたが、神奈川県の電子申請システム、e-kanagawaを使用して、受験者自らがオンラインで予約できる

ようにしました。今年の4月3日から二輪車の技能試験で開始、8月28日から四輪車の技能試験に拡大しました。

○小野寺慎一郎委員

オンライン予約を開始したことによって、まだ始めてそんなに日がたっていないということもあると思うんだけど、どんな効果が現れつつあるのか、伺いたいと思います。

○運転免許課長

受験者はこれまで、指定日を変更したい場合は、窓口か専用ダイヤルで変更する必要がありました。オンライン予約にしたことで、受験者はスマートフォンがあれば24時間365日、いつでも空き状況を確認して、自分の都合に合わせて試験日を選択できるようになりました。また、予約の変更やキャンセルについても、受験者の都合に合わせて簡単に手続できるようになるなど、一定の効果があつたものと考えております。

○小野寺慎一郎委員

オンライン予約ですね、これスマートフォンとかPCとか、そういうものを使ってやると思うんだけど、オンライン予約ができない方というのは、これは、対応はどのようにされているのでしょうか。

○運転免許課長

インターネット環境がない方などオンライン予約ができない方については、専用ダイヤルの対応を継続しています。

○小野寺慎一郎委員

昨年9月にお尋ねしたときに、当日になって、ドタキャンですよ、当日になってからキャンセルする人が大体2割ぐらいいるというふうに本部長お答えになったんだけど、これはまだ、始めてから時間がたっていないんだけど、数として、例えばどれぐらいの当日になってのキャンセルが出てきているかなんていうのは、まだ把握されていないですか。

○運転免許課長

本年4月から二輪車のオンライン予約を開始しましたが、4月の1か月間では、予約数278に対し当日キャンセルした方が37人で、約13%の方々が当日キャンセルとなっており、オンライン予約導入後は当日キャンセルする方が少なくなっています。四輪車につきましては、8月28日からオンライン予約を始めただけですので、今後、キャンセル数の把握に努めてまいります。

○小野寺慎一郎委員

また、適宜伺っていければというふうに思っています。

それでは、先ほど申し上げた普通二種免許について何点か伺いたいのですが、普通二種免許については、いわゆる指定自動車教習所で取得する方法と運転免許センターで取得する方法、2つがあると承知しているんですが、それぞれのどのようなものなのか、御説明を願えればと思います。

○運転免許課長

普通二種免許を取得するため、指定自動車教習所に通う場合は、指定教習所で必要な学科と技能の教習を終え、卒業検定に合格することで技能試験が免除され、運転免許センターで二種免許の学科試験に合格すれば普通二種免許を取

得できます。

一方、運転免許センターで取得する場合は、二種免許の学科試験に合格した後、技能試験を受験して合格する必要があります。また、その後は教習所で法定講習を受講する必要があります、その後、免許を取得することとなります。

○小野寺慎一郎委員

運転免許センターのほうで取得される方ですね。普通二種免許を受験される方、この方々の数の推移というのを分かりますでしょうか。

○運転免許課長

運転免許センターにおける普通二種免許の受験者数は、令和3年までは300人台で推移していましたが、令和4年中は延べ471人、令和5年6月末時点で延べ250人と増加傾向にあります。

○小野寺慎一郎委員

今、増えているということは分かりました。

運転免許センターでの技能試験、これはどのような内容のものなのか、お伺いをします。

○運転免許課長

技能試験の内容は、普通一種の試験にはない路上での転回や、旅客を想定した技能試験官の合図による停車を複数回行うなどの課題があり、合格の基準点についても、一種免許の70点以上に対し、二種免許は80点以上と高くなっております。また、運転免許センター内のコースで方向変換などの課題を実施した後、路上での試験を受ける必要があります、課題も多いことから、走行距離とかなく設定されております。

○小野寺慎一郎委員

技能試験にかかる時間も長いということですかね。

○運転免許課長

そのとおり、時間も長くなっています。

○小野寺慎一郎委員

分かりました。

普通二種免許の合格率というのは、ほかの免許と比べてどのような状況でしょうか。

○運転免許課長

令和4年中の普通二種免許の合格率は20.8%で、普通一種免許の35.5%と比べると低くなっています。令和5年6月末時点においても、普通二種免許の合格率は21.2%で、普通一種免許の37.3%と比べ低くなっております。

○小野寺慎一郎委員

難しい試験だということはよく分かりますね。

昨年の本会議でも触れたんですけども、試験官として登用されるには600時間もの教養、これを修めた後に、庁内の試験に合格をする必要があるということで、育成に大変月日がかかるという、そういう試験官という存在だと思うんですけども、そういうふうに、今日も質疑が出ていましたけれども、少なからぬ人員が高齢者講習に振り向けられているという現状があるわけですね。そうした限られた人材、これを効果的に運用するために、今後どのように取り組

んでいくのか、その辺りお聞かせください。

○運転免許課長

技能試験官は、技能試験と外国免許切替えの技能確認の受験者を合わせて、1日約100人に対応しています。技能試験官は、技能試験だけでなく、試験前後の事務手続や電話対応など、試験業務以外の業務もあることから、技能試験官を効果的に運用するためには、業務の合理化を図ることが必要です。

今年の4月から、技能試験の一部にオンライン予約を導入したことにより、技能試験官が対応していた業務の一部を軽減させることができました。今後、年内にオンライン予約を外国免許切替えの技能確認の予約にも拡大し、限られた技能試験官を一層効果的に運用できるよう取り組んでまいります。

○小野寺慎一郎委員

最後に、この待ち期間、その日数を短縮するために、今後どのように取り組んでいくのか、お伺いをします。

○運転免許課長

オンライン予約にしたことで、試験日の空き状況や混雑状況が一目で確認できることから、混雑している種目に技能試験官を重点的に配置するなど、技能試験官の柔軟な運用を図り、継続して待ち期間の短縮に取り組んでまいります。

○小野寺慎一郎委員

それでは、要望申し上げます。

今後、この待ち期間、その間隔を劇的に改善するためには、人員の確保が必要であるというふうに考えます。技能試験官の体制を強化する、これは、増員ももちろんでありますけれども、今おっしゃっていただいたような、限られた人員を効率的に運用するという、さらには、先ほどキャンセルの話もありましたけれども、キャンセルをキャンセルのままにしないとか、もう既にそこは手を打っていただいていると思いますけれども、そういった空いた枠は必ず埋めるとか、そうしたことを通して、受験者の利便性のさらなる向上に向けた取組を進めていただきたいというふうに思うんです。

特に、先ほど申し上げた、年間恐らく500人ぐらいが想定される普通二種免許ですね、ここは、社会の要請もございますので、ぜひ重点的に、500人という人数、少なくはないけれども、全体の受験者数と比べれば何とか手を打てる、そうした人数ではないかなと思いますので、そこはぜひ重点的に手を打っていただきたいということを要望させていただきます。

次の質問に移ります。

次に、我が会派の藤井議員が一般質問で取り上げました改造車両による騒音対策について、何点か伺いたいと思います。

技術の進歩や騒音規制の強化によって、排気音などの騒音は年々小さくなっていると感じています。しかしながら、マフラー等の不正改造によって、故意に大きな騒音を出す車両も相変わらず存在をします。

県警察では、国土交通省と連携した不正改造車両の取締りを計画的に実施するなど、その排除対策を強化しており、暴走行為や不正改造に対する通報は年々減少しているようではありますが、残念ながらいまだ根絶には至っておりません。

そこで、初めに、県内における騒音や不正改造に関する通報状況に関してお

伺いをします。

まず、暴走族に関連した 110 番件数について伺います。

○交通指導課長

本年 8 月末現在、県内における暴走族関係の 110 番通報につきましては、616 件となります。曜日別に見ると、金土日の週末に 447 件の通報があり、全体の約 7 割を占めております。年間総件数につきましては、令和元年以降、減少傾向でございます。

○小野寺慎一郎委員

分かりました。

それでは、整備不良等の交通違反の取締りの状況についてお伺いをします。

○交通指導課長

県警察では、保安基準を満たさない不正改造車両につきましては、整備不良等の交通違反として取締りを実施しております。本年 8 月末現在、整備不良車両等の交通違反として 739 件を検挙しております。

○小野寺慎一郎委員

それでは、整備不良等の違反について、騒音に関するものはどのような違反となるのか、伺います。

○交通指導課長

正当な理由がないのに、著しく他人に迷惑を及ぼす騒音を生じるような急発進、急加速、空ぶかしを行うことは、騒音運転の禁止違反となります。

次に、消音器を備えていない、または不正な改造を加えた消音器を備えた自動車や原動機付自転車を運転することは、消音器不備車両の運転の禁止違反となります。

最後に、消音器不備車両の運転について、マフラーの改造や取り外しが外見上確認できるだけで取締りの対象となり、その際、騒音測定が行われ、結果、一定以上の騒音が認められたときは、整備不良車両の運転の禁止違反となります。

○小野寺慎一郎委員

騒音に関する交通違反の取締り状況ですね。これは今、騒音測定などというふうにおっしゃいましたけれども、その取締り状況についてちょっと教えてください、内容を。

○交通指導課長

本年 8 月末現在、騒音運転禁止の違反が 1 件、消音器不備車両の運転の禁止の違反が 21 件、測定の結果、一定以上の騒音が認められた整備不良車両運転の禁止の違反が 9 件となっております。不正な改造につながる整備不良等の交通違反のうち、騒音関係の違反は全体で 4 %となります。

○小野寺慎一郎委員

今、騒音測定というお話がありました。騒音を測定する機器というのが、県内のどこに、何台ぐらいあるものなんですか。

○交通指導課長

近接排気騒音測定器というのがございますが、これは第一交通機動隊に 3 台、第二交通機動隊に 3 台、都筑警察署に 1 台、鎌倉警察署に 1 台、計 8 台となり

ます。

○小野寺慎一郎委員

分かりました。県内どこにでもたくさんあるというわけではないというのは分かりましたけれども、それでは、国土交通省と連携した取締りというのはどのようなもので、どこで、どの程度実施しているのか、お伺いをします。

○交通指導課長

警察のみで道路交通法違反の取締りを実施するには、違反車両の走行を現認する必要がございます。一方、国土交通省の検査官による検査は、道路運送車両法の保安基準に適合しない状態にある車両の使用者に対しまして整備命令を発するため、走行の現認がなくとも現場に集まっている不正改造車両に対して整備命令の発令ができます。

したがって、国土交通省と連携した取締りにより、効果的な不正改造車両の取締りができるわけですが、主な実施場所といたしましては、過去に不正改造車両が複数終結し、騒音被害をもたらしている大黒パーキングやみなとみらい地区、湘南地区などを中心に、定期的な取締りを実施しておりまして、本年は8月末までに20回実施しております。

県警察では、今後も不正改良車両の動向を把握しながら、効果的な取締りとなるよう国土交通省と連携を密にし、不正改造車両の対処に努めてまいります。

○小野寺慎一郎委員

国交省と連携するからこそできることというものもあるのだということ、それは分かりました。

最後に、不正改造車両による騒音対策について、県警察の今後の対応をお伺いいたします。

○交通指導課長

県警察といたしましては、引き続き、交通事故を引き起こす原因となる整備不良等をはじめとした交通違反に対する指導取締り等の街頭活動を強化するとともに、関係機関と連携し、効果的な検挙活動を推進することで、安全で平穏な交通環境の維持に努めてまいります。

○小野寺慎一郎委員

それでは、要望を申し上げます。

一たび対策の手を緩めれば、不正改造車両の増加につながり、騒音被害の増加はもとより、道路交通上の危険も懸念されます。さらには、治安の悪化を招くことにもなるというふうに考えます。

引き続き各種取締りを推進していただいて、不正改造車両を1台でも多く排除し、県民が安心して暮らせる環境を構築していただくことを要望して、私の質問を終わります。